

韓国における新たな公益活動の担い手

—公益人権法財団共感の活動を中心に

第二東京弁護士会会員
金 昌浩
Kim, Changho

2013年9月1日から約1か月間、ソウル所在の公益人権法財団「共感」(英語版URLは <http://www.kpil.org/eng/>)にてインターンの機会を得た。共感は、営利活動(弁護士報酬を受け取る活動)を行わず、勤務時間全てを無償の公益活動(特に少数者の人権擁護活動)に集中させる韓国初の「非営利・專業・公益弁護士団体」である。

1 誕生経緯及び沿革

2003年夏、ヨンヒヨングク 廉亨國弁護士(当時司法修習生)は、市民団体に常勤する弁護士になりたいという抱負を胸に人権弁護士朴元淳氏(2011年よりソウル市長)を訪ねた。朴弁護士は欧米での留学経験から公益活動を専門的に取り扱う弁護士の必要性を認識しており、自らが中心となって設立した「美しい財団」¹⁾内に公益弁護士基金を組成した。この基金を財政基盤とし、2004年1月、廉弁護士と同期弁護士3名により共感が始動した。9年の活動を経て認知度が高まり、2012年12月、共感は「美しい財団」から独立した財団法人として新たなスタートを切った。

2 構成員・財政基盤等

インターン当時、共感には弁護士7名(うち2名は米国留学中)及び寄付・広報活動を担う常勤職員3名が在籍していた。また、ニュージーランド弁護士のフェローや約20名のインターンが活動していた。共感は訴訟や立法支援等の活動において弁護士報酬を受領せず(共感の構成員弁護士・職員には財団から給与が支給される)、その活動は寄付により支えられている。定期個人会員からの寄付が最も多く(2012年度の総収入約4.6億ウォン(約4140万円)のうち、約3.7億ウォン(約3330万円)が個人会員からの寄付である)、2012年末時点での定期個人会員

は1439名に上る。構成員弁護士は、講演会等の様々な場面で募金活動を行っている。一部のプロジェクトについては、世界各国の財団からも支援を受けている。

3 活動内容

(1)活動の概要

設立当初は(1)女性(性暴力、人身売買等)、(2)障害者、(3)移住労働者・難民、(4)貧困・福祉の4領域で活動していたが、現在は、(5)性的少数者、(6)国際人権、(7)公益法教育にも活動領域を広げている。各問題へのアプローチは多様であり、訴訟の他、立法支援や国際機関でのアドボカシー活動にも力を入れている。

(2)訴訟

構成員弁護士が取り扱える案件数には限りがあり、受任する案件は社会的インパクトが大きい案件や新たな法律上の争点を含んだ案件に限定されている。国内外のNGOの紹介を通じて受任する案件が多く、依頼者からの直接の相談は受け付けていない²⁾。通常の行政訴訟や民事訴訟の他、憲法裁判所(韓国には通常の裁判所とは別に憲法問題のみを判断する憲法裁判所が存在する)に対して法令の違憲確認訴訟等を提起することもある。インターン期間中は、サハリン残留無国籍者の韓国国籍確認訴訟、同性愛を理由としたいじめにより自殺した学生の遺族による自治体への損害賠償請求、難民認定申請中に就業許可を得られずに就業した難民への退去強制命令取消訴訟等に関与した。

(3)立法支援活動

NGOと協力し、立法支援活動を手がけていることも共感の特徴である。共感は、法案の作成や国会

- 1) 韓国社会に寄付文化を普及させるために2000年に設立された財団であり、主として一般市民から集めた寄付金を財団が支援する人権擁護等のプロジェクトに用いている。2012年度の受取寄付金総額は約80億ウォン(約7億2000万円、2013年11月時点で1ウォンは約0.09円)、寄付者は約22,000人以上(<http://www.beautifulfund.org>参照)。
- 2) 依頼者は共感のURLから相談を申請でき、受任する意義があると判断された事件については受任に至る場合もある。
- 3) 例えば、「公益法センターAPI」(<http://www.apil.or.kr>)や「希望を作る法」(<http://www.hopeandlaw.org>)など。
- 4) 韓国では大手法律事務所がフルタイムで公益活動を行う弁護士を雇用する例が増えている。例えば、2009年には弁護士数では韓国第2位の法務法人太平洋の中に、公益活動に従事することを目的とする財団法人「東泉」が設立され、常勤弁護士4名が難民や障害者の人権等の分野で活躍している。また、2013年11月時点において、その他の5大法律事務所(金&張(第1位)、廣場(第3位)、世宗(第4位)、和友(第5位))でも、少なくとも1名はフルタイムで公益活動に従事する弁護士が在籍している。
- 5) 筆者の認識する限りでは、Human Rights Watch 東京ディレクターの土井香苗弁護士が唯一の例外である。

議員への働きかけを通じて、障害者差別禁止法、難民法、国際結婚仲介業者管理法など数多くの法律の成立を牽引してきた。

(4)国際人権活動

韓国は自由権規約の選択議定書を批准しており、規約委員会に対して個人通報を行うことができる。共感も韓国国内の依頼者を代理して個人通報を行っている。また、人権に関する条約の批准に向けた国会議員等への働きかけも行っており、インターン期間中には、社会権規約の選択議定書の批准に向けた対応が議論されていた。加えて、国連の人権理事会や諸条約機関において韓国政府が審査される際には、国内外のNGOと協力し、シャドー・レポートの提出や委員へのアドボカシー活動を行っている。

(5)公益活動の普及・教育

共感は弁護士の間での公益活動の普及や学生への教育活動にも力を入れている。具体的には、共感に触発されて新たに誕生した非営利・専業の公益弁護士団体³⁾への助言や、大手法律事務所のプロボノ委員会⁴⁾のプロジェクト支援を通じて、公益活動に従事する弁護士のハブとしての役割を担い始めている。

また、6か月単位で約20名のインターンを受け入れており(設立以降2013年11月までのインターン数は約340名に上る)、インターン卒業生の中からは公益弁護士やNGO活動家が現れている。その他、構成員弁護士は、ロースクールにおける人権法の講義等を通じて、公益活動に关心を持つ弁護士の裾野の拡大に努めている。

4 日本への示唆

日本では、一般民事を取り扱う弁護士が、営利活

動としての弁護士業務の傍ら公益活動を提供してきたが、勤務時間全てを無償の公益活動に集中させる弁護士は現れていない⁵⁾。フルタイムで公益活動に従事する弁護士は、公益分野における法律専門家の早期育成、人権問題への迅速な取り組み、NGOと弁護士との媒介、公益活動に关心がある一般弁護士と具体的な公益活動とのマッチングなど多様な役割を果たしうる。

確かに、共感が活動を拡大できた背景には、(1)強力な市民運動勢力が政治変革の担い手であり続いていることや(2011年の朴元淳氏のソウル市長当選はその一例といえる)、(2)司法積極主義的な憲法裁判所の存在など韓国固有の条件が存在する。しかしながら、欧米のような寄付文化が存在せず、日本よりも平均所得が低い韓国において、寄付に支えられた公益弁護士団体が9年以上にわたり規模を拡大してきたことは、日本における同様の公益弁護士モデルの可能性を探る上で大いに参考になるとと思われる。



ヨンヒヨングック
共感の構成員弁護士・常勤職員。左から3番目が廉亨國弁護士(主に障害者の人権を担当)。右から4番目が私の指導担当の黃弼奎弁護士(主に外国人の人権、国際人権を担当)。



IBA東京大会への招待⑥ (若手編)

東京弁護士会会員 本多 広高

IBAの会員にはいくつかの種類がありますが、個人のFull IBA membership(年235ポンド・約40,000円)の場合には、弁護士業務部門(Legal Practice Division)、公益及び専門職関心事項部門(Public and Professional Interest Division)、地域フォーラム(Regional Forum)についてそれぞれ1つずつ無料で選択することができます。

各委員会では国際的にも先端的な問題についての議論を行っています。私も幹事となっている家族法委員会では、国際的な子の連れ去り、婚姻・離婚と財産契約・信託、セクシュアルマイノリティ、生殖補助医療と親子、人身取引といったテーマを年次大会のセッションでよく取り上げています。